

令和8年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画

香川県地域技能振興コーナー

1. 事業目的

製造現場の自動化や海外進出の進展の中、団塊世代の熟練技能者の大量退職や若年者のものづくり離れが見られ、広範な職種において我が国の優れた技能の継承・向上、ものづくり人材の育成確保が大きな問題となっています。

また、現代社会においては労働者一人一人が情報技術を有効に活用することが重要であることから、情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身に付けることが必要となってきました。

そのため当該事業を通じ、高い水準の技能を目指す者や多くの企業・訓練機関等において職業訓練が促進されることと、工業高校等の生徒への実技指導など、若年者への実務教育、職業教育等の充実を図り、技能尊重気運が醸成されることを目指します。

2. 事業計画

(厚生労働省ものづくりマイスター事業)

実施要領	推進計画
1. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓 <u>令和8年度ものづくりマイスター新規認定目標:5名</u>	・主に実技指導やイベント等で体験教室の希望がある、または見込まれる職種（建築大工、左官、日本料理、フラワー装飾等） ・実技指導の要望に対し不足している職種（電気溶接、機械加工、仕上げ等） 上記職種について、企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター制度の周知と候補者の掘り起こしを行う。 ・ものづくりマイスターの要件を満たしている者が多いと考えられる高度熟練技能者の所属する企業や、全国技能士会連合会が認定している「全技連マイスター」の情報を有している香川県技能士会連合会、当協会が実施している職業能力開発関係表彰を受けた団体、事業所等、並びに過去にものづくりマイスターを輩出したことのある企業、ものづ

実施要領	推進計画
	くりマイスターが所属している企業への広報・周知等を行う。 ・IT 職種のものづくりマイスターに関しては、IT 関連事業を実施している産業振興機関や技能競技大会情報技術関連職種の出場校等へ訪問し、ものづくりマイスター制度の紹介、候補者の推薦、有資格者情報の提供等の依頼を行う。 ・ものづくりマイスターとして活動されている方に対して、都度住所や勤務先に変更が無いか確認を行い、変更があった場合には速やかに変更届の提出を依頼する。また、過去 3 年間に一度も活動実績がないものづくりマイスターに関しては郵便又は口頭による活動意思確認を実施し、活動の意思がない場合は登録解除の手続き及びものづくりマイスターデータベースの削除を行い、引き続き活動の意思がある場合には最新版のテキストや事例集等の情報提供を行う。
(2) ものづくりマイスターへの説明	実技指導にあたり必要な指導技法の習得・向上のため、新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法事務を含む指導技法等講習を受講する必要がある旨周知する。
(3) 申請書類等の取りまとめ	ものづくりマイスターの認定申請を行うものに対して、申請書類の確認を行うなど円滑な事務処理の実施を支援し、申請書類をコーナーが取りまとめて定められた期日までにセンターに提出する。

実施要領	推進計画
(4) ものづくりマイスターに対する研修 コーナーは、新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施すること。 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること。 イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。 また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を適宜行うこと。 地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施することとしているが、この施設を利用する者は配慮を必要とする場合があるため、この施設での派遣をする場合には、	ア ものづくりマイスター新規認定者及び未受講者に対して中央技能振興センターが主催する「指導技法講習の講師養成研修」への参加を案内し、希望者の取りまとめを行う。都合等で受講が難しい者に対しては、ものづくりマイスター新規認定者決定後を目処に、指導技法を学んだ講師による講義形式により年2回程度コーナーで実施し対応する。 イ 講習では、ものづくりマイスターによる実技指導の指導技能の全国均一化を図るためにセンターの準備する資料等を活用した指導技法に加え、個人情報保護、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修も併せて行う。 また、過去3年間に一度も活動実績がないものづくりマイスターに対しても、最新版のテキストや事例集等を情報提供するなどして最新の指導技法等に係る講習を行う。 地域若者サポートステーションでもものづくりの魅力発信を実施する場合には、指導を依頼するものづくりマイスターに対し平成27年度に中央技能振興センターが作成した「サポステ支援対象者向け指導技法」を活用して派遣前に研修を実施する。 ウ 中央技能振興センターが主催する「事例発表・意見交換会」の開催時には、該当職種のものづくりマイスターへ積極的な参加勧奨を行う。

実施要領	推進計画
派遣対象者に平成 27 年度の成果物（サポステ支援対象者向け指導技法）を活用して派遣前に研修を実施すること。 なお、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しても、最新の指導技法等に係る講習を行うこと。この場合、認定時に講習を受講していることに鑑み、最新版のテキストや事例集等を情報提供することとして差し支えない。 ウ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 中央技能振興センターが主催する「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。	
2. ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務について	
（1）若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について相談・援助、ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣等を行うこと。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に	コーナーでは人材育成に関心のある事業所等に対して、技能検定の実技課題や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取り組み方法、訓練施設・設備等のコーディネート、指導内容ニーズの把握及びものづくりマイスター・熟練技能者の派遣について電話・来所・訪問等により派遣実施に向けた相談・援助活動を行う。 また、相談内容によっては当該職種のものづくりマイスター・熟練技能者に同席を依頼し、より詳細な話し合いを行う。 さらに、地域技能振興コーナーのホームページ上に質問・相談票を掲示し、制度についての問合せを行いやすくするほ

実施要領	推進計画
係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助 ウ ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣やそのためのコーディネート	か、県内の技能教育の現場状況の発信、パンフレット等へのものづくりマイスター制度の紹介など事業の内容について広く広報活動を行う。
(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。) ② 業界団体(商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。) ③ 工業高校等学校(公共職業能力開発施設を除く。)等 令和8年度ものづくりマイスター派遣目標値：3,000人日 ※若者に対する「ものづくりの魅力」発信含)	派遣にあたっては企業等の人材育成・訓練計画等に対し必要に応じて相談・援助を行うとともに、十分対応できる最適なものづくりマイスター・熟練技能者を選定し、その派遣と指導については企業等のニーズに柔軟に対応し、効果のある実技指導を行う。 また、訓練の要望はあるが業務の都合上訓練に必要な場所や設備が確保できない場合、当コーナーが公共施設等を訓練場所として設定し、指導希望者が受講できる実技指導を企画・提案し円滑な運営を図る。 派遣を増加させるため、訓練終了後または実施中に適宜、ものづくりマイスター・熟練技能者からの評価を受講者及び指導要請者に還元し、さらなる技能の向上等を目標とした実技指導の再活用を促すとともに、ホームページやSNSを活用して受講者の感想や指導の効果を広く広報し、活用を検討する企業等の増加を促す。

実施要領	推進計画
	(令和8年度目標値) ① 中小企業派遣及び ②業界団体への派遣目標 企業・団体数：12 社 期間：1 件につき 15 日間 受講者数：1 件につき 3 名 <u>ものづくりマイスター活動数：540 人日</u> ③工業高等学校等派遣目標 学校数：7 校 職種数：1 校につき 2 職種 期間：1 職種につき 5 日間 受講者数：1 職種につき 6 名 <u>ものづくりマイスター活動数：420 人日</u> <u>ものづくりマイスター活動数合計：960 人日</u> (若者に対する「ものづくりの魅力」発信含め 3,000 人日) 【熟練技能者による実技指導】 工業高等学校等派遣目標 学校数：1 校 職種数：1 職種 派遣期間：10 日間 受講者数：5 名 熟練技能者活動数：50 人日
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実	ア 地域若者サポートステーションから協力要請があった場合には積極的に実施の検討を行い、サポステの支援対象者を対象としてもものづくりマイスターを派遣し、ものづくりの現場、安全作業の仕方等の講義やものづくり体験等を行う。

実施要領	推進計画
施 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信 ※ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信も含む。 <u>令和8年度ものづくりマイスター派遣目標値：3,000人日</u>	イ 児童・生徒に効果的にものづくりの魅力を伝えるため、指導・体験を始める前にもものづくりマイスターから普段の仕事内容や仕事の楽しさ・やりがいについてや仕事のどのような部分を体験するのかについて講義を行い、ものづくりの現場の写真や使用する道具、ものづくりマイスターが制作した製品等を実際に見せたり触らせたりすることでものづくり職種への興味関心を引き、ベテランの職人と一緒に体験をすることで職人技の凄さやものづくりの楽しさを体感し、将来ものづくり職種への就職を指向する若者を増やす。 (令和8年度目標値) 小中学校等への派遣目標 学校数：45校 受講者数：1件につき32名 <u>ものづくりマイスター活動数：1,440人日</u> ウ 令和7年度に開催した若年者ものづくり競技大会併催イベント「かがわ技能フェスティバル2025」において、約17,000人の親子がイベントへ参加し、ものづくりの魅力の発信、ものづくり技能への興味・関心が香川県民へ図られた実績を踏まえ、引き続き不特定多数の者に対する技能イベントを開催する。 『プロが教える！ 親子のためのいいものづくりワークショップ』 開催時期：令和8年7月25日（土）・26日（日） 開催日数：2日間 開催会場：地域職業訓練センター 参加職種：建築板金、建具製作、建築大工、タイル張

実施要領	推進計画
	り、かわらぶき、フラワー装飾、左官 (令和8年度目標値) 職種数：1日につき6職種 実施日数：2日 受講者数：1職種につき50名 <u>ものづくりマイスター活動数：600人日</u>

(地域における技能振興事業)

実施要領	推進計画
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 本事業において、技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上等を図ることとする。 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 対象地域 (イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等	(1) ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 予選会の実施にあたっては、香川県内の技能職団体や事業所、教育訓練機関に対して参加の働きかけを行い関係機関への協力・周知依頼をホームページ及びSNSを活用し行う。 (イ) 予選会の実施にあたっては、香川県職業能力開発協会と共催で実施する。 (ウ) 実施計画職種 2職種 ① 電工職種：参加者3名 第4四半期実施予定 ② 西洋料理職種：参加者2名 第4四半期実施予定 イ 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会の参加選手に加えて選手の指導員への旅費、工具等の運搬費についても援助を行い、中小企業や教育訓練機関等の大会参加を促進する。

実施要領	推進計画
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこと。	【支援対象者数（予定）】 ① 技能五輪全国大会：2 職種 選手 4 名、指導者 4 名 (電子機器組立て、移動式ロボット) ② 若年者ものづくり競技大会：11 職種 選手 14 名、指導者 14 名 (メカトロニクス、機械製図 (CAD)、電子回路組立て、電気工事、建築大工、自動車整備、旋盤、IT ネットワークシステム管理、ロボットソフト組込み、ウェブデザイン、グラフィックデザイン)
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和 8 年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。	中央技能振興センターの示す編集方針に従って、令和 8 年度の被表彰者に対して、プロフィールや仕事に対する思い、これから入職する若者に伝えたいこと、また作品及び作業風景の写真撮影等の取材を行い、取材結果についてセンターに提出する。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。	両事業について、新規認定の希望があった場合には令和 8 年度は認定を行わない旨を説明し、両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう案内する。

(地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について)

実施要領	推進計画
(1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	香川県・経済団体・労働局等を委員とした、推進計画の決定や事業の進捗管理を行うための連携会議を開催する。 【構成員】 香川県経営者協会 香川県商工会議所連合会 香川県商工会連合会 香川県中小企業団体中央会 (独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 香川職業能力開発促進センター (独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 四国職業能力開発大学校 香川県立高等技術学校 香川労働局職業安定部訓練課 香川県商工労働部労働政策課 香川県教育委員会事務局高校教育課
(2) 連携会議の開催回数 連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定(推進計画の決定)、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。	【連携会議の開催回数】 年2回 【開催時期及び議題】 第1回：年度当初(5月中旬～下旬) コーナーで実施する事業内容等を盛り込んだ推進計画の策定・決定及び技能振興の取組みや事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針を決定。 第2回：年末(12月上旬～中旬) 令和8年度の事業実施状況等及び次年度に向けた改善事項等の報告と取りまとめ。

実施要領	推進計画
(3) 都道府県労働局との連携 大学や専門学校等の教育機関（工業高校以外）及び中小企業等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。	労働局職業安定部を訪問し、工業高校以外の高校、専門学校、大学で製造業及び建設業への就職を希望する生徒、学生や中小事業所への若者へのものづくりマイスター実技指導制度について、学校教育施設や事業所に対する周知とハローワークでのパンフレット設置、事業の周知を依頼する。